

茨城県立医療大学自己点検・評価実施部会設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城県立医療大学内部質保証委員会規程第6条に基づき、茨城県立医療大学自己点検・評価実施部会（以下「部会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 各学科（看護学科においては助産学専攻科を含む。）、各センター、研究科及び付属病院から推薦された専任教員それぞれ1名
- (2) 総務課長
- (3) その他内部質保証委員会委員長（以下「委員長」という。）が必要と認める者

(処理事項)

第3条 部会は、次の各号に係る事項を処理する。

- (1) 学校教育法第109条第1項に基づく自己点検・評価の実施、結果の公表に関すること
- (2) 学校教育法第109条第2項に基づく認証評価の受審に関すること
- (3) アクシヨンプランの進捗管理に関すること
- (4) その他委員長が必要と認める事項

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

2 部会長は部会を招集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第5条 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者を出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 部会に関する事務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

この要項は、平成 25 年 4 月 24 日から施行する。

付 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要項は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。